

報告第1号

専決処分の承認について（大和市介護保険条例の一部を改正する条例）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年5月7日提出

大和市長 大 木 哲



専 決 処 分 書

次に掲げる条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

大和市介護保険条例の一部を改正する条例（別紙）

理由

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（令和2年政令第98号）が公布されたことに伴い、所要の改正を行いたい必要による。

令和2年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市条例第10号

大和市介護保険条例の一部を改正する条例

大和市介護保険条例（平成12年大和市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「前項第1号及び第2号」を「前項の規定にかかわらず、同項第1号及び第2号」に改め、「、これらの規定にかかわらず」を削り、「平成31年度及び平成32年度の各年度」を「令和元年度」に改め、「25,644円」の次に「とし、令和2年度における保険料率は20,515円」を加え、同条第3項中「第1項第3号」を「第1項の規定にかかわらず、同項第3号」に、「平成31年度及び平成32年度の各年度」を「令和元年度」に改め、「、当該規定にかかわらず」を削り、「39,321円」の次に「とし、令和2年度における保険料率は30,773円」を加え、同条第4項中「第1項第4号」を「第1項の規定にかかわらず、同項第4号」に、「平成31年度及び平成32年度の各年度」を「令和元年度」に改め、「、当該規定にかかわらず」を削り、「49,579円」の次に「とし、令和2年度における保険料率は47,869円」を加える。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

報告第2号

専決処分の承認について（大和市国民健康保険条例の一部を改正する条例）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年5月7日提出

大和市長 大 木 哲



専 決 処 分 書

次に掲げる条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

大和市国民健康保険条例の一部を改正する条例（別紙）

理由

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対し傷病手当金を支給するための改正を行いたい必要による。

令和2年4月2日

大和市長 大 木 哲

大和市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年4月2日

大和市長 大 木 哲

大和市条例第11号

大和市国民健康保険条例の一部を改正する条例

大和市国民健康保険条例（昭和34年大和市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第10条中「第72条の4」を「第72条の5」に改める。

附則に次の見出し及び6項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

- 6 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したこと又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われることによる場合に限る。）のため労務に服することができないときは、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日（以下「支給開始日」という。）から労務に服することができない期間のうち労務に服することを予定していた日について、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、傷病手当金を支給する。
- 7 傷病手当金の額は、1日につき、支給開始日の属する月の前月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除して得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する額（その額に、50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級のうちの最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する額（その額に、50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは

これを1円に切り上げるものとする。) を超えるときは、その額とする。

8 傷病手当金の支給期間は、支給開始日から起算して1年6月を超えないものとする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)

9 附則第6項の期間について、給与等の全部又は一部の支払を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その一部の支払を受けることができる給与等の額が、附則第7項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

10 附則第6項の期間について、同一の事由につき、労働基準法（昭和22年法律第49号）第76条の規定による休業補償若しくは労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第14条第1項の規定による休業補償給付及び同法第22条の2第1項の規定による休業給付を受けることができる者又はこれらの法律以外の法令により国若しくは地方公共団体の負担において給与等の補償に関する給付を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる額が、附則第7項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

11 附則第6項、第9項ただし書及び前項ただし書の規定にかかわらず、傷病手当金の支給は、同一の事由につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、これに相当する給付を受けることができる場合には行わない。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第6項から第11項までの規定は、附則第6項の支給開始日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する。

報告第3号

専決処分の承認について（令和2年度大和市国民健康保険事業特別会計補正
予算（第1号））

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別記のとおり
専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年5月7日提出

大和市長 大 木 哲



専 決 処 分 書

次に掲げる予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

令和2年度大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）（別紙）

理由

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対し傷病手当金を支給するため、予算を早急に補正する必要による。

令和2年4月2日

大和市長 大 木 哲

報告第4号

専決処分の承認について（大和市おもいやりマスク着用条例）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年5月7日提出

大和市長 大 木 哲



専 決 処 分 書

次に掲げる条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

大和市おもいやりマスク着用条例（別紙）

理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項に基づく新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が、令和2年4月7日付けでなされたことに伴い、市民一人一人が思いやりの心を持ってマスク着用を心がけることにより、感染拡大及び健康被害の防止が図られることに関する意識啓発等を早急に行いたい必要による。

令和2年4月16日

大和市長 大 木 哲

大和市おもいやりマスク着用条例をここに公布する。

令和2年4月16日

大和市長 大 木 哲

大和市条例第12号

大和市おもいやりマスク着用条例

(目的)

第1条 この条例は、感染症等のまん延が予測される時又はまん延しているときに、市民一人一人が思いやりの心をもってマスクを着用することが、自身のみならず周囲の人の健康被害防止に寄与することに鑑み、感染症等の予防及び拡大防止を図り、もって思いやりあふれる社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) マスク 医療、衛生等の見地から人体のうち鼻及び口を覆う物で、紙、布、不織布等で作成されたものをいう。
- (2) 感染症等 主に飛沫又は接触での感染経路により、ウイルスが鼻、口等から侵入することに起因して患する疾病をいう。

(市の役割)

第3条 市は、マスクの着用に係る意識の啓発等、この条例の目的を達成するために必要な施策を推進するものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、この条例の目的を達成するために、マスクの着用を心がけるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

報告第5号

専決処分の承認について（大和市長等常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年5月7日提出

大和市長 大 木 哲



専 決 処 分 書

次に掲げる条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

大和市長等常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（別紙）

理由

新型コロナウイルス感染症のまん延に伴い、令和2年5月から3か月間、市長、副市長及び教育長の給料月額を減額したい必要による。

令和2年4月16日

大和市長 大 木 哲

大和市長等常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年4月16日

大和市長 大 木 哲

大和市条例第13号

大和市長等常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

大和市長等常勤の特別職の職員の給与に関する条例（昭和37年大和市条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

14 令和2年5月1日から同年7月31日までの間、市長の給料の月額は、第3条第1号の規定にかかわらず、同号に掲げる額からその額に2分の1を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、第4条、第6条及び第7条の規定により支給される手当の計算の基礎となる給料の月額は、第3条第1号に掲げる額とする。

15 令和2年5月1日から同年7月31日までの間、副市長及び教育長の給料の月額は、第3条第2号及び第3号の規定にかかわらず、これらに掲げる額からその額に10分の1を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、第4条、第6条及び第7条の規定により支給される手当の計算の基礎となる給料の月額は、それぞれ第3条第2号又は第3号に掲げる額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

報告第6号

専決処分の承認について（令和2年度大和市一般会計補正予算（第1号））

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年5月7日提出

大和市長 大 木 哲



専 決 処 分 書

次に掲げる予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

令和2年度大和市一般会計補正予算（第1号）（別紙）

理由

新型コロナウイルス感染症の拡大防止及びこれに伴う雇用の維持を目的として、神奈川県からの要請に協力し、休業又は営業時間の短縮を行った市内中小企業者及び個人事業主に対し給付金を支給するため、予算を早急に補正する必要による。

令和2年4月24日

大和市長 大 木 哲